

令和3年度岡山市創業者支援事業補助金 募集要項

【趣旨】

岡山市における創業者数の増加を図り、市内経済を活性化するために実施します。

【事業の内容】

市内で創業される方を対象に、事業の立ち上げに必要な経費の一部を補助します。

補助対象経費(税抜)の2分の1以内で補助限度額50万円です。

※店舗等借入費は25万円を上限とします。

※補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てします。

【募集期間】

令和3年4月30日(金)～令和3年6月30日(水)[必着]

【応募書類一式の提出先・問い合わせ先】

◇提出先

〒700-8544

岡山市北区大供一丁目1-1 岡山市産業政策課 産業政策係

TEL:086-803-1342

◇窓口受付時間

8:30～17:15/月～金曜日(祝日を除く。)

◇申請書類一式は、郵送又は持参によりご提出ください。

※郵送時の封筒の表紙には、「岡山市創業者支援事業補助金応募書類在中」と朱書きしてください。



【ご注意・ご連絡】

◇本補助金の応募選考を希望される方は、以降の説明を必ずご覧ください。

◇本補助金の応募選考を希望される場合は、認定支援機関による事業計画の策定から実行までの支援内容について、当該認定支援機関の確認を受けている必要があります。

◇本補助金の応募選考に採択された方のうち、決められた期日までに事業を実施し、実際に本市が認められた補助対象経費の費用を支出された方に補助金申請をしていただきます。そのため、本補助金に採択(選定)された方でも、申請日までに、上記下線の事項及び補助対象者の要件に該当しない場合は、補助金は交付されませんのでご注意ください。

1 事業の内容

本市内における創業者数の増加を図り、地域経済を活性化するため、市内で創業される方を対象に、事業の立ち上げに必要な経費の一部を補助します。

2 補助対象者

(1)対象者

令和3年4月1日から令和4年3月末日の間に岡山市内で創業又は創業予定の方

(2)補助の条件

- ① 本市内に住民登録を行っている個人の中小企業者であること又は本市内に法人の本店所在場所がある法人の中小企業者であること。
- ② 産業競争力強化法に基づき、岡山市が認定を受けた創業支援等事業計画に位置付けられた認定連携創業支援等事業者が実施した特定創業支援等事業を受けるとともに、同事業を受けたことを証する証明書が提出できること。
- ③ 本市内で創業したもの。
- ④ 許認可等が必要な場合には、それらを取得していること。
- ⑤ 市税を完納していること。
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条(適正化法)に規定する業種を営んでいないもの。
- ⑦ 暴力団、暴力団員又はこれらと社会的非難されるべき関係を有していないもの。

※認定特定創業支援等事業とは、市区町村又は認定連携創業支援等事業者が創業希望者等に行う、継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識がすべて身につく事業で、継続的に4回以上、かつ1か月以上支援を受ける事業のことを言います。

◎本市の認定連携創業支援等事業者・認定支援機関:

岡山商工会議所、岡山県商工会連合会、岡山北商工会、岡山西商工会、岡山南商工会、赤磐商工会瀬戸支所、岡山県中小企業団体中央会、(公財)岡山県産業振興財団、(株)日本政策金融公庫岡山支店、(一社)岡山県中小企業診断士会、(株)中国銀行、(株)トマト銀行、おかやま信用金庫、(特非)ビジネス・インキュベーター岡山、岡山県よろず支援拠点

※本補助金の応募段階では、上記②③④の要件を必ず満たしている必要はありません。ただし、書類審査を通過し、補助金の本申請までには上記のすべての要件を満たす必要があります。

※本補助金は対象者が創業するにあたって申請した国や県及び他自治体の補助金・助成金制度(例:「岡山県地域課題解決型起業支援金」など)が採択された場合には本補助金の対象外となります。

3 補助対象経費

補助事業実施のために必要となる経費となりますが、以下の経費であるとともに、下記【対象経費の要件】①～③の条件をすべて満たすものを対象とします。

店舗等借入費、設備費、謝金、広報費、起業・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、旅費

【対象経費の要件】

- ①使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ②補助金の申請年度と同一年度に発生した経費で、補助金の本申請までに発生した経費
- ③証拠資料(見積書、請求書、領収書等)によって金額が確定できる経費

【対象とならない経費】

- ①事業者の資産形成に資する経費
- ②業務外に使用可能な物品等の購入費用

以下に【対象となる経費】、【対象とならない経費の一部】を例示しますのでご参照ください。また、下記に例示された対象とならない経費、及び記載されていない経費は原則補助対象外となります。

対 象 経 費 (例 示)

1 店舗等借入費

【対象となる経費】

- ・事業に関わる事務所、店舗、倉庫等の賃料
- ※契約書及び領収書のコピーの両方が必要

【対象とならない経費】

- ・敷金、礼金、保証金等。
- ・応募者本人又は、三親等以内の親族が保有する不動産等にかかる借入費等。
- ・既に借用している場合は、交付決定日より後に支払った賃借料。

2 設備費

【対象となる経費】

- ・店舗・事務所の開設に伴う外装工事・内装工事費用
- ※住居兼店舗・事務所については、店舗・事務所専有部分に係るもののみ。
- ※明確に区分できる構造になっているものに限る。
- ・機械設備、備品

【対象とならない経費】

- ・消耗品の購入費
- ・不動産の購入費

<ul style="list-style-type: none"> ・中古品の購入費 ・車両の購入費(リース・レンタルは、対象となります。) ・汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できないものの調達費用 (例:机、椅子、パソコン、カメラ等容易に移動でき、他の目的に使用できるもの。)
<p>3 謝金</p> <p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本補助事業実施のために必要な謝金として、依頼した専門家等に支払われる経費
<p>4 広報費</p> <p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ作成、パンフレット・チラシ制作、広告、展示会出展費等 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切手の購入費用 ・本補助事業と関係の無い活動に係る広報費 <p>※補助事業にのみ掛かった広報費と限定できないもの。</p>
<p>5 起業・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費</p> <p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内での開業、法人設立、既存事業部門の廃止に伴う司法書士・行政書士等に支払う申請資料作成経費 <p>※作成経費内に下記のものが含まれている場合は、除外すること。</p> <p>【対象とならない経費の一部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商号の登記、会社設立登記・廃業登記・登記事項変更等に係る登録免許税 ・定款認証料、収入印紙代 ・その他官公署へ対する各種証明類取得費用(印鑑証明等)
<p>6 旅費</p> <p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本補助事業の実施に当たり必要となる販路開拓・本補助事業のPRを目的とした国内・海外出張旅費(交通費・宿泊料)の実費 <p>※事業者本人及び従業員。専門家に対するものも含む。</p> <p>※宿泊料については、岡山市職員等の旅費に関する条例に定める額を上限とする。</p>

※設備費(店舗等改装費、機械設備、備品)に関しては、工事着手前及び工事完了後又は、設置前、設置後の写真が必要となります。また、工事完了後及び設備設置後は、市職員による確認検査を行います。

4 補助対象外とする業種(例示)

下記の業種は、本補助金の対象外とします。

- (1) 農業、林業(大分類 A に含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業は除く。)
- (2) 漁業(大分類 B に含まれるもの。)
- (3) 金融業・保険業(大分類 J に含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は除く。)
- (4) 医療・福祉(大分類 P)の医療業のうち、病院(小分類831)、一般診療所(小分類832)、歯科診療所(小分類833)
- (5) 以下のサービス業等
 - ① 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年7月10日、法律第122号)により規制の対象となるもの
 - ② 競輪・競馬等の競走場、競技団(小分類803に含まれるもの)
 - ③ 芸ぎ業(細分類8094に含まれるもの)
 - ④ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業(細分類8096に含まれるもの)
 - ⑤ 興信所(専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。)(細分類7291に含まれるもの)
 - ⑥ 集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものを除く)(細分類9299に含まれるもの)
 - ⑦ 易断所、観相業(細分類7999に含まれるもの)
 - ⑧ 宗教(中分類94に含まれるもの)
 - ⑨ 政治・経済・文化団体(中分類93に含まれるもの)

※上記の業種は、平成25年10月改訂「日本標準産業分類」によります。

5 補助率及び補助額

補助対象経費(税抜き)の2分の1以内で補助限度額 50万円(ただし、店舗等借入費は、25万円を上限とします。)

※補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとします。

6 補助事業の採択(選定)

補助対象事業の採択(選定)における主な着眼点は次のとおりとし、専門家の意見を基に岡山市の審査を経て、予算の範囲内で補助事業を採択します。

- ① 事業の具体的内容
- ② 本事業の知識、経験、人脈、熱意
- ③ 新規性・独創性・優位性
- ④ 市場性(成長性)
- ⑤ マーケティング戦略
- ⑥ 地域経済活性化への波及効果
- ⑦ 実施体制

7 応募方法

(1) 提出書類(原本1部、副本3部)

- ①岡山市創業者支援事業補助金事業計画書の提出について(様式1)
- ②事業計画書(様式2)
- ③補助金所要額調書(様式3)
- ④岡山市創業者支援事業補助金に係る事業計画書の確認書(様式4)
- ⑤認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する書類

(2) 応募書類の提出先及び提出部数

上記の提出書類(原本1部、副本3部)を、岡山市 産業政策課産業政策係(本庁舎5階)へ持参又は郵送により提出してください(応募様式は、市ホームページからダウンロードできます)。なお、提出された書類は返却しません。

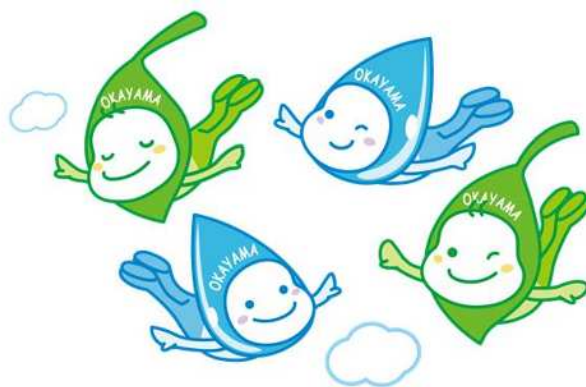
※副本3部は、必ず様式2の「1応募者概要>(1)応募者」のうち、氏名、現住所・連絡先並びに「1応募者概要>(2)実施形態(創業の予定)等」のうち屋号・法人名、事業所の所在地、連絡先の部分を空欄にしてください。他は、原本のコピーを使用可とします。

※提出書類は、すべて片面印刷をお願いします。なお、様式2のみ左上をホッチキスで留めてください。

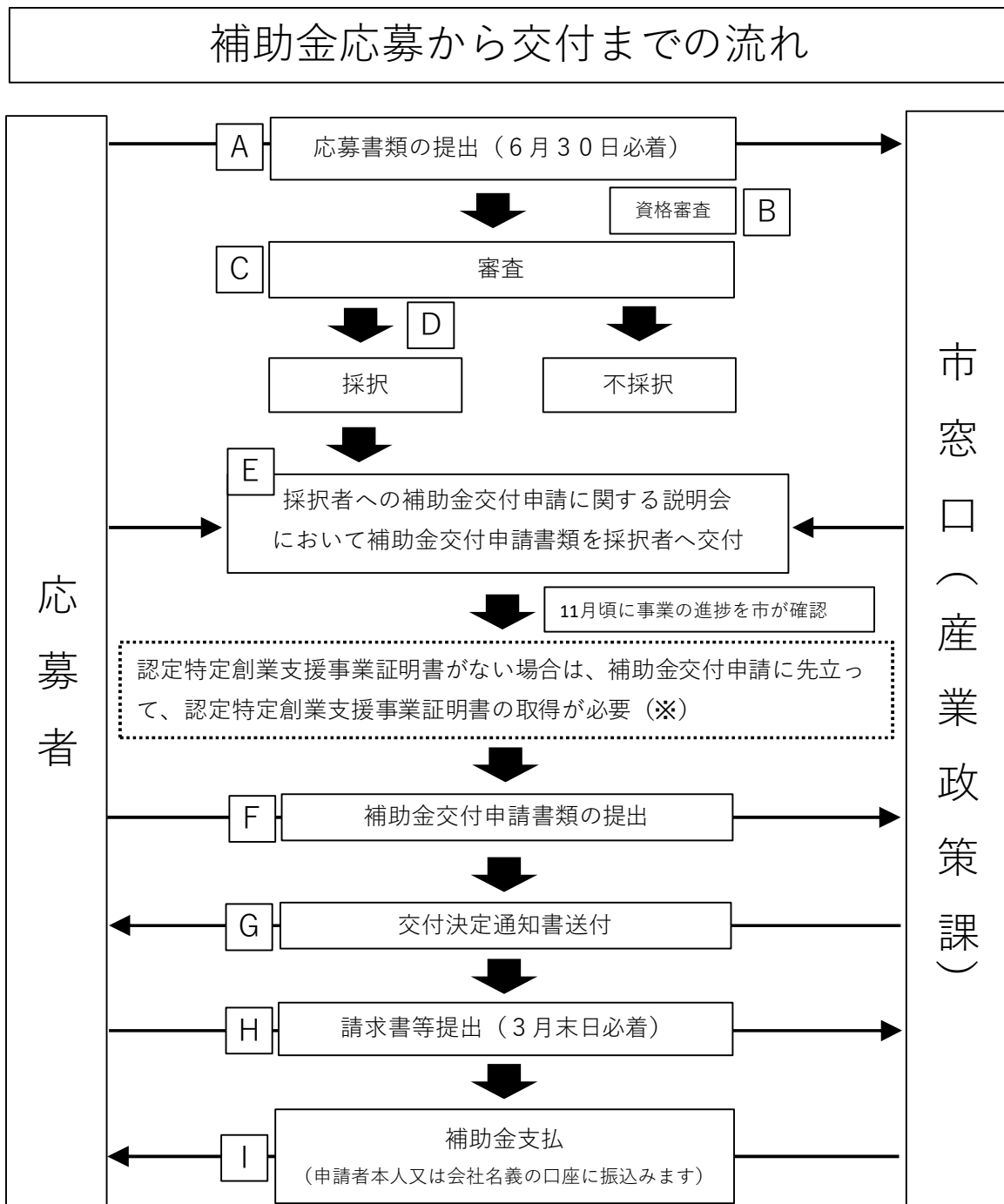
※提出書類に不備等があれば、本補助金の応募選考書類受付後にご連絡を差し上げる
ことがありますので、余裕を持って書類を提出してください。

【提出先】

◇〒700-8544
岡山市北区大供一丁目1-1
岡山市産業観光局商工部
産業政策課 産業政策係
TEL 086-803-1342



8 本補助金応募から申請・交付までの流れ



（※）認定特定創業支援事業証明書を取得するまでの流れ

- ①認定連携創業支援事業者が実施した特定創業支援事業を受ける。
 - ・継続的に4回以上、かつ、1か月以上支援を受ける必要があります。
 - ・認定連携創業支援事業については1ページに記載していますので、参照ください。
- ②特定創業支援事業を受けた後、認定連携創業支援事業者から「特定創業支援事業報告書」を受取り、市へ「特定創業支援事業申請書」を提出。
- ③市にて要件確認のうえ、応募者へ証明書を交付。

<補助金応募～採択までの詳細>

補助事業の採択(選定)の手続き	
(1) 岡山市創業者支援事業補助金募集開始	令和3年4月30日(金)
↓	
(2) 事業計画書の提出	令和3年6月30日(水)必着
↓	
(3) 資格要件審査	7月中旬
↓	
(4) 補助事業の採択(選定)	7月下旬
<ul style="list-style-type: none"> ・審査の採点が、総得点の6割以上であり、得点が上位の方から、予算の範囲内で採択(選定)されます。 ・補助事業が採択(選定)されなかった場合でも、採択された人が辞退した場合は、次点の方で総得点の高い方から順に追加採択(選定)される場合があります。 	

<補助事業の採択(選定)の手続き>

※記号は6ページに記載のフロー図を参照してください。

(1)応募書類の提出・・・**A**

5ページ「7 応募方法」に記載されている必要書類を作成し、岡山市産業政策課へ提出していただきます。作成に当たっては、商工団体の担当者と十分に打合せを行ってください。

(2)審査方法

①資格審査・・・**B**

提出書類に基づき、当課で資格審査を行います。資格審査に当たり、事業内容等の詳細を確認し、提出書類に不備がある場合には、補正をお願いすることがあります。

②内容審査・・・**C**

資格審査の後、創業等に関する識見を有する専門家(中小企業診断士等)による意見聴取を実施後、内容についての審査を行います。

(3)補助金交付予定者の決定(採択)・・・**D**

得点が上位の方から予算の範囲内で補助金交付予定者(以下「補助対象者」という。)を決定し、採択又は不採択の結果を当課から通知します。併せて後述(4)の説明会の参加依頼をお送りします。(審査経過、採択結果の内容等についての問い合わせには応じられません。)

(4)採択者への補助金交付申請に関する説明会の開催・・・**E**

申請書類の作成方法等、補助金交付申請において留意すべき事項について説明する会を8月頃に開催します。補助金交付申請書類は説明会においてお渡ししますので必ず参加してください。(やむを得ず不参加となった方については後日個別に説明します。)

<補助金交付申請の手続き>

(1)補助金交付申請書の提出・・・**F**

補助事業が採択された補助対象者は、岡山市創業者支援事業補助金交付要綱に基づき、補助対象事業実施後、当市に補助金交付申請書等を提出してください。

【提出書類】

①補助金交付申請書

②重要事項確認書兼反社会的勢力の排除に関する同意書

③住民票又は履歴事項全部証明書

④認定特定創業支援事業証明書

⑤開業届等

⑥許認可等の確認物

⑦市税完納証明書

⑧見積書、請求書、領収書等(創業に要した経費を証明できるもの)

※補助金申請に係る提出書類(上記①、②)については**E**の説明会にて別途様式を配付します。

(2)事業遂行の現地確認及び補助金交付決定通知書の送付・・・**G**

補助事業を完了し、補助金交付申請書を当課に提出したのち、当課が再度、補助要件に該当していることを確認するとともに、現地確認を行った後、補助金交付決定通知書を送付します。

(3)請求書の提出・・・**H**

補助対象者は、補助金交付決定通知書を受領後、当市に補助金の請求書を提出してください。

(4)補助金の支払・・・**I**

補助金の請求書を受領後、補助対象者に対して補助金を支払います(口座振込)。

※補助事業について代表者名、事業名、事業概要、事業者概要等を公表する場合があります。

※補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、事業成果等の報告書又はアンケートを提出してください。